

市有施設整備基本方針

平成25年9月

桐 生 市

目 次

● はじめに	1
1. 桐生市の現状	2
(1) 人口の推移	2
(2) 財政状況	3
2. 市有施設の現況	4
(1) 市有施設の経過年数状況	4
(2) 市有施設の保有状況	4
3. 市有施設整備の基本的な考え方	6
(1) 予防保全による施設の長寿命化	6
(2) 施設総量の縮小	7
4. 今後の取組	8

● はじめに

桐生市では、昭和40～50年代にかけて、人口の増加や市民ニーズの拡大に応じて、小学校、中学校、市営住宅、体育施設、文化施設など、多くの施設を建設し市民サービスの充実に努めてきた。しかし、現在、それらの施設の多くが老朽化し大規模な改修や建替えの時期を迎えようとしている。

市有施設は、行政事務を円滑に実施してだけでなく、高度化・多様化する市民ニーズに対応したサービスを適宜、提供することが求められており、このことは、財政状況に左右されることなく、一定の水準を保ち続ける必要がある。

さらに、少子・高齢化の進展、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、甚大な被害を受けたことによる防災機能の見直しなど、社会情勢の変化に伴い、市有施設に求められる役割も変化しつつあり、当市においても、こうした変化に的確に対応することが求められている。

本基本方針は、平成24年度から調査を進めてきた市有施設状況調査報告書の結果を踏まえた上で、当市における市有施設の整備に関する基本的な考え方について示すものである。

1. 桐生市の現状

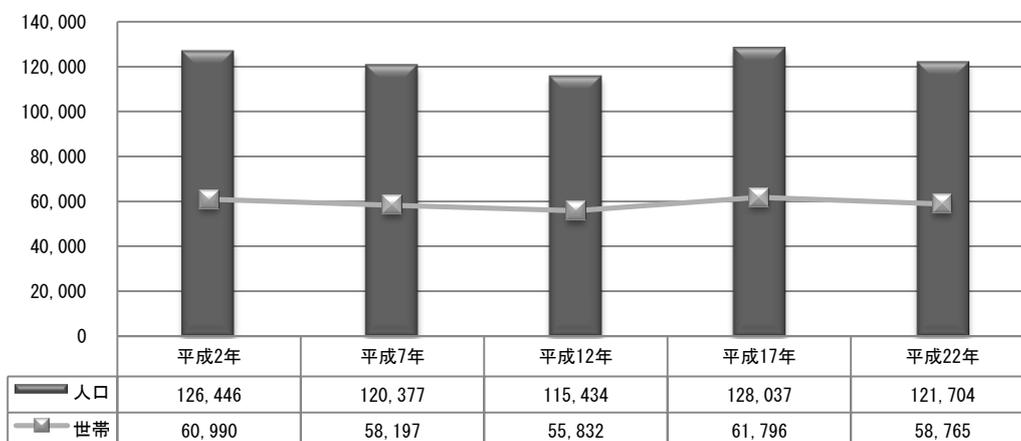
(1) 人口の推移

全国的に人口減少社会に突入したとはいえ、当市における人口減少の速度は他市のそれと比較しても際立っている。

平成22年の国勢調査人口は、121,704人と前回調査時（平成17年）から6,300人余りが減少し、その後も住民基本台帳人口ベースで年間1,300人程度の減少が続いており、直近の国立社会保障・人口問題研究所の試算によると2040年には70,000人台まで減少すると推計されている。

桐生市の人口・世帯数の推移【国勢調査】

(単位：人・世帯)

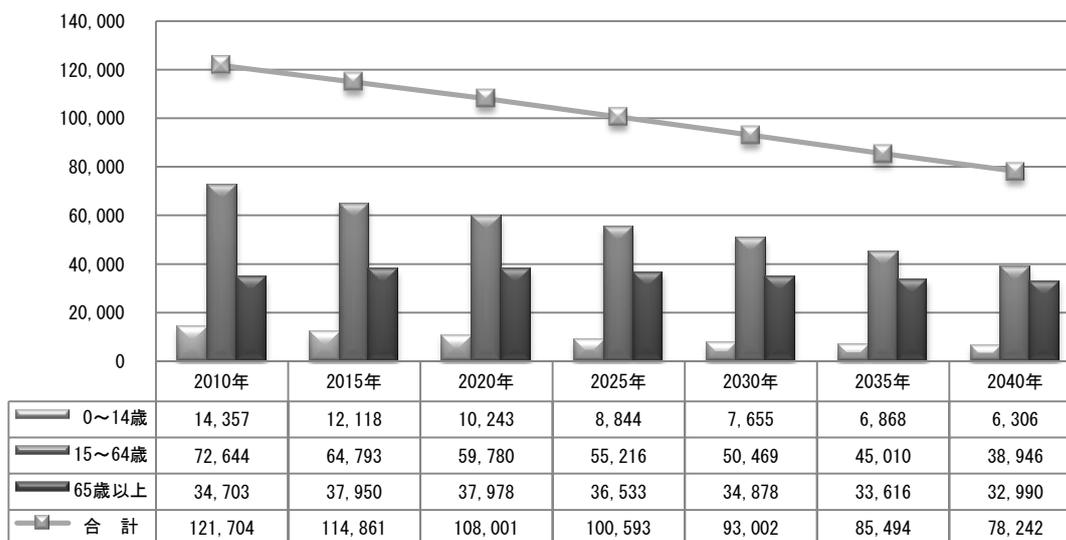


※平成17年以前は桐生地区のみの人口である

資料：総務省「国勢調査」

桐生市における2010年以降の人口の推移

(単位：人)



※2015年以降は推計値

資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 財政状況

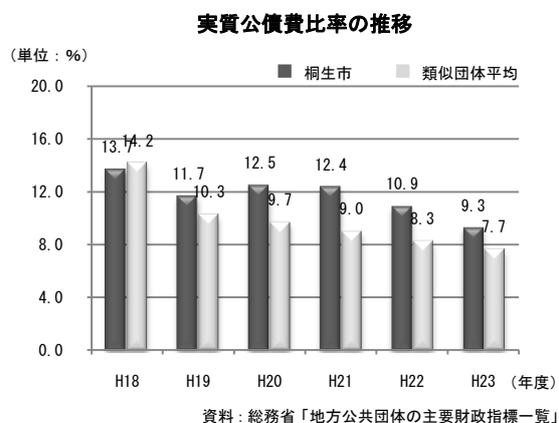
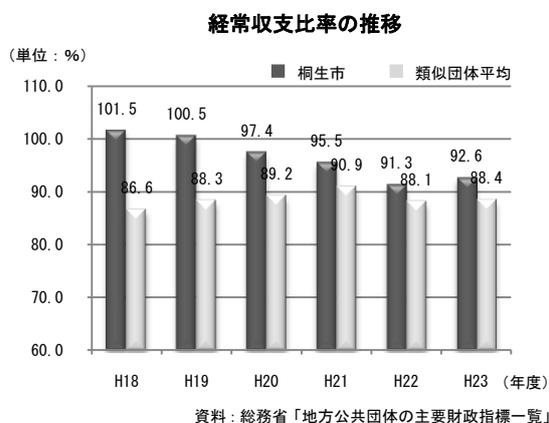
当市の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成23年度は92.6%となっており、最も硬直した平成18年度の101.5%から改善はしているが、望ましいといわれている80%以下には至っていない。

実質公債費比率においても、平成23年度は9.3%となっており、改善は図られつつあるものの、類似団体の平均7.7%と比較すると高い状況である。

歳入の予測においては、生産年齢人口が減少していくことや景気低迷の影響を直接受ける中小企業が多いことから、市税の安定的増加を期待することは厳しい状況となっている。

また、歳出においても、老年人口の増加により医療・介護給付費などの社会保障関係費がますます増加することが予測される。

さらに、合併に伴う10年間の特例措置の終了（平成27年度）による地方交付税の減額により、財政の硬直化が進むものと見込まれている。



従業者規模別事業所数・従業者数(民営事務所)

平成21年7月1日 単位：事業所、人

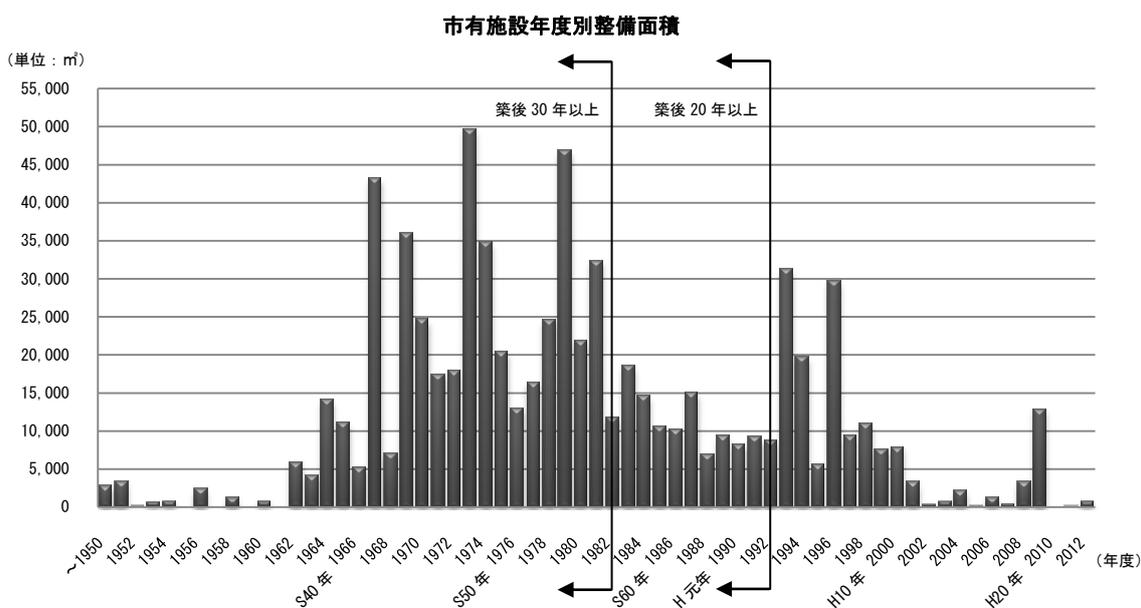
従業者規模	事業所数	従業者数
総数	7,166	50,354
1～4人	4,898	10,604
5～9人	1,203	7,754
10～19人	622	8,254
20～29人	208	4,972
30～49人	110	4,148
50～99人	77	5,226
100人以上	38	9,396
派遣・下請のみ	10	—

資料：経済センサス基礎調査

2. 市有施設の現況

(1) 市有施設の経過年数状況

当市の市有施設は、前述したとおり昭和40～50年代を中心に整備が進められており、面積ベースでは築後20年以上経過している施設が約80%、築後30年以上経過している施設が約64%に及んでいる。



●参考	施設数ベース：築後20年未満	84施設	約21%
	築後20～29年	73施設	約18%
	築後30年以上	240施設	約61%

※ 増築のあった施設も最初の建築年度に数える。

※ 1建築物の中に施設が複数あったとしても1つと数える。

(2) 市有施設の保有状況

当市の市有施設の総数は400を超え、延床面積は750,000㎡超となっており、この延床面積を、市民一人当たりに対する面積に換算すると6.25㎡/人となり、当市以外の県内他市（県内他市平均3.86㎡/人）及び類似団体の他市（類似団体の他市平均3.12㎡/人）と比較すると、圧倒的高位にあることがわかる。

県内12市 市有財産【建物】延床面積リスト

(平成23年度末)

団体名	住民基本台帳人口 (外国人登録人口除く)	延床面積	一人当たり	備 考
桐生市	121,004 人	755,747 m ²	6.25 m ² /人	
前橋市	338,118 人	1,415,643 m ²	4.19 m ² /人	
高崎市	370,781 人	1,294,100 m ²	3.49 m ² /人	
伊勢崎市	200,749 人	681,536 m ²	3.39 m ² /人	
太田市	212,783 人	848,008 m ²	3.99 m ² /人	
沼田市	51,900 人	251,590 m ²	4.85 m ² /人	
館林市	77,600 人	269,326 m ²	3.47 m ² /人	
渋川市	83,583 人	368,867 m ²	4.41 m ² /人	
藤岡市	68,616 人	238,719 m ²	3.48 m ² /人	
富岡市	51,690 人	221,894 m ²	4.29 m ² /人	
安中市	62,269 人	272,393 m ²	4.37 m ² /人	
みどり市	51,917 人	— m ²	— m ² /人	公表されていないため対象外とする
桐生市を除く県内他市の市民一人当たりに対する延床面積平均値			3.86 m ² /人	

※ 住民基本台帳人口資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

※ 延床面積資料：各市財政状況公表資料

類似団体（Ⅲ－２） 市有財産【建物】延床面積リスト

(平成23年度末)

団体名	住民基本台帳人口 (外国人登録人口除く)	延床面積	一人当たり	備 考
群馬県 桐生市	121,004 人	755,747 m ²	6.25 m ² /人	
栃木県 佐野市	121,721 人	483,610 m ²	3.97 m ² /人	
東京都 青梅市	137,834 人	352,923 m ²	2.56 m ² /人	
石川県 小松市	108,134 人	445,850 m ²	4.12 m ² /人	
石川県 白山市	112,785 人	606,087 m ²	5.37 m ² /人	
岐阜県 各務原市	146,189 人	388,341 m ²	2.66 m ² /人	
静岡県 富士宮市	134,011 人	330,084 m ²	2.46 m ² /人	
静岡県 焼津市	142,771 人	348,808 m ²	2.44 m ² /人	
愛知県 瀬戸市	129,180 人	325,316 m ²	2.52 m ² /人	
愛知県 半田市	117,041 人	428,172 m ²	3.66 m ² /人	
愛知県 刈谷市	142,354 人	550,297 m ²	3.87 m ² /人	
愛知県 江南市	99,996 人	209,880 m ²	2.10 m ² /人	
愛知県 小牧市	145,854 人	402,589 m ²	2.76 m ² /人	
愛知県 東海市	109,210 人	— m ²	— m ² /人	公表されていないため対象外とする
三重県 桑名市	139,466 人	478,231 m ²	3.43 m ² /人	
滋賀県 彦根市	110,314 人	346,496 m ²	3.14 m ² /人	平成22年度末
大阪府 守口市	144,013 人	382,427 m ²	2.66 m ² /人	
大阪府 大東市	123,573 人	293,454 m ²	2.37 m ² /人	
大阪府 門真市	126,190 人	283,522 m ²	2.25 m ² /人	
愛媛県 新居浜市	124,438 人	530,619 m ²	4.26 m ² /人	
桐生市を除く類似団体他市の市民一人当たりに対する延床面積平均値			3.12 m ² /人	

※ 住民基本台帳人口資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

※ 延床面積資料：各市財政状況公表資料

※ 平成24年度、桐生市はⅢ－１に該当しているが、平成23年度当時の区分で調査した。

3. 市有施設整備の基本的な考え方

当市の現状である、急激な人口減少、厳しい財政状況、市有施設の老朽化及び過大な保有量など山積している問題を考えると、今後、全ての市有施設を現在のまま維持保全・管理していくことは困難である。

こうした状況に対応していくため、市有施設の維持保全・管理に関しては、指針を定めて対策を講じることが急務であり、更新費用の負担を可能な限り減じながら、必要な公共サービスを維持することが求められている。

そこで、市有施設整備の基本的な考え方は次のとおりとする。

(1) 予防保全による施設の長寿命化

(2) 施設総量の縮小

(1) 予防保全による施設の長寿命化

当市の市有施設は、築後20年以上経過した施設が多くを占めており、今後、更新の時期が集中してしまう恐れがある。更新時期の集中は、大きな財政負担となることから、更新費用の平準化が求められている。

建物や設備の保全については、実際に不具合が生じてから修繕等を実施する『事後保全』がこれまでの中心であったが、建物や設備の劣化状況に応じて計画的に修繕等を実施する『予防保全』といった考え方を取り入れ、安全性や機能性を確保するとともに、施設の長寿命化を図ることで更新時期を分散する。

また、計画的な予防保全に要する費用は、事後保全に要する費用に比べて少なく済むことの方が一般的であり、予防的な対策により施設の寿命を延ばすことで、維持コストの低減も図る。

(2) 施設総量の縮小

機能の妥当性（施設の利用状況、機能の重複、経済性等）及び施設配置のバランスや必要性について調査を進める。

また、今までのような、用途別の施設の考え方ではなく、総合的な視点から施設や設備等の共用による多目的利用の可能性や効果についても検討する。

さらに、施設で提供されているサービスについて、行政で提供すべきものなのか、建設当初の目的や役割を果たして有効に機能しているか、民間施設と競合していないか、また、市町村間の相互利用や県有施設としての整備ができないかなど、サービスの必要性について検証するとともに、地域における施設の必要性や存在意義などについても検証し、住民サービスを極端に低下させることなく、施設の複合化・集約化を進めることが可能かといったことについても検討した上で施設総量の縮小を図る。

以上、二つの基本的な考え方を推進していくに当たっては、次の点にも留意する必要がある。

●施設の有効活用・管理運営

利用率や費用対効果が低い施設については、既存の用途や枠組みにとらわれることなく、施設の有効活用について検討し、施設利用率の向上に努める。

民間に任せることのできる施設は、民間活力の活用による民営化や指定管理者制度の導入を進めることで、コストの削減といった効率性だけでなく、サービスの向上による利用率の向上というような、利用者の満足度を重視した管理運営を図る。

●建替え手法の検討

老朽化が著しく建物性能が非常に低い施設にあっては、維持保全工事により長寿命化をする方が、ライフサイクルコストが高くなる可能性もあるため、建替えでの対応を検討することも必要である。

ただし、今までと同じような施設を同じ考えで建てるのではなく、ライフサイクルコスト低減のために*1スケルトン・インフィルなどの考え方を検討し、建物の長寿命化や有効活用を図っていくことや、施設総量の縮小の観点から施設の複合化・集約化に努めていくこと、また、PFIの活用など様々な手法や仕組みの導入を検討していくことも重要である。

*1 建物の躯体（スケルトン）と、内装・設備（インフィル）とを分離した工法。通常、躯体に比べて内装・設備は老朽化が早く、技術の進展や施設の使用形態の変化の中で短・中期的に更新されるものであるため、躯体を長く使いながら必要に応じて最適な内装設備の更新を繰り返し、建物の長寿命化や有効活用を図るという考え方。

4. 今後の取組

厳しい財政状況の中、市有施設の整備は重要性や緊急性などを勘案し、計画的に進める必要がある。そこで、老朽化の面はもちろんのこと、災害時における重要度や利用状況、運営管理費などを総合的に判断し、第1段階としては、市有施設状況調査報告書において評価点が60点未満となった10施設について、優先的に整備の検討を行うこととする。

まずは、この10施設について前述した基本的な考え方に基づいて、各施設の所管部局において事業内容、事業費、財源等を明確にした具体的な整備計画を作成するとともに、平成26年度以降の予算へ反映し、計画的に事業進捗を図る。

なお、この10施設は、「予防保全による施設の長寿命化」の視点に基づく調査の結果により選定したものであるが、整備計画を作成するにあたっては、施設の利用状況や機能の重複、施設配置のバランスなどから、施設総量の縮小の対象となり得るかといった点についても十分な検討を加えることとする。

また、市有施設状況調査報告書における評価点が60点以上の施設及び調査の対象とならなかった施設を所管する部局においても、「長寿命化」と「総量の縮小」の二つの基本的な考えに基づき、必要な調査に着手することとする。

市有施設状況調査報告書 評価結果

評価点が60点未満の施設		
桐生市役所本庁舎 (S40)	桐生スケートセンター (S39)	中央公民館 (S54)
桐生市民体育館 (S44)	桐生市斎場 (S57)	陸上競技場 (S38)
桐生市民プール (S48)	桐生消防署東分署 (S43)	北体育館 (S55)
桐生市学校給食中央共同調理場 (S44)		

※ ()内は建築年度

市有施設整備基本方針

平成25年9月

編集：桐生市総合政策部企画課

〒376-8501

桐生市織姫町1番1号

TEL0277-46-1111【代表】